

軽スポーツ巡回教室実施要綱
(平川市スポーツ推進委員派遣事業)

(目的)

第1条 住民のスポーツの推進に関し、平川市スポーツ推進委員を派遣し住民に対するスポーツの指導等を行うと共に、スポーツ実践の場を積極的に創出し、住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的とする。

(内容)

第2条 軽スポーツ巡回教室では次の事業を行う。

- (1)住民及び学校等各種団体の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。
- (2)住民のスポーツ活動の促進のため、スポーツ実践の場を積極的に創出し、指導等を行う。
- (3)住民のスポーツについての理解を深めるため、指導・助言を行う。

(条件)

第3条 軽スポーツ巡回教室は、原則として平川市内で行われ、平川市に居住する市民及び市民で構成する団体を対象とし、次に掲げる事項に該当するものはこれを除くものとする。

- (1)学校体育及び部活動の指導に係るもの
- (2)団体(企業)等の正規の部活動の指導に係るもの
- (3)民間企業・団体等で実施している教室等と同等な内容のもの
- (4)個人指導に係るもの
- (5)午前8時以前及び午後9時以降の指導に係るもの
- (6)その他不適切と判断されるもの

(料金)

第4条 指導者の派遣については無料とする。

(申請)

第5条 軽スポーツ巡回教室を希望する団体等は、軽スポーツ巡回教室申請書(様式第1号)をスポーツ課長に提出するものとする。

- 2 申請期間は、実施日の2週間前までとする。
- 3 同一団体による同一種目の申請は、当該年度中3回までとする。

(通知)

第6条 スポーツ課長は、前条の規定による申請書を収受したときは、実施の可否を軽スポーツ巡回教室に係る実施通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(施設の確保)

第7条 第5条の団体等は、それに必要な施設の確保に努めなければならない。

(傷害等の責任)

第8条 団体等は、その活動中における傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとする。

附 則

- この要綱は、平成26年12月9日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

平川市教育委員会スポーツ課長 殿

住 所
団体名
代表者

軽スポーツ巡回教室申請書

このことについて、下記のとおり { 軽スポーツ巡回教室 } を依頼します。
{ スポーツ推進委員の派遣 }

記

- ・ 名 称
- ・ 日 時
- ・ 場 所
- ・ 依頼内容
- ・ 対象人数
- ・ 依頼人数
- ・ 連絡先

(様式第2号)

年 月 日

団体名
代表者 殿

平川市教育委員会スポーツ課長

軽スポーツ巡回教室に係る実施通知書

年 月 日付けで依頼のあった軽スポーツ巡回教室について、次のとおり決定いたしました。

・実施の可否

1. 軽スポーツ巡回教室 を 実施します。実施できません。

2. スポーツ推進委員の派遣 を 実施します。実施できません。

(理由:)

・日 時 年 月 日 () 時 分から 時 分

・場 所

・派遣する者

・内 容

・実施条件

【問い合わせ】

平川市教育委員会スポーツ課

担当:

電話:

FAX: